

国勢調査調査員説明会の質疑応答について

令和7年9月12日更新

No.	質問	回答
1	世帯に配布する調査書類が足りないのに、追加交付してほしい。	政策デザイン課で追加交付をさせていただきます。 長浜市コールセンター又は指導員にご連絡いただき、「お名前」「調査区番号」「追加枚数」をお伝えください。 ご用意ができましたら、郵送にてご自宅までお届けします。 コールセンター：0570-04-0008 指導員連絡先：「担当指導員一覧(調査員用)」に記載
2	表札付きの地図の配布をしてほしい。	著作権の関係上、コピーして配布することは出来かねますが、政策デザイン課(本庁舎4階11番窓口)までお越しいただけましたら、地図を見ながら転写していただくことは可能です。
3	もらった『調査区要図(印字あり)』に印字されている建物の枠が小さすぎて「世帯番号」が記入できないので、『拡大図』を交付してほしい。	政策デザイン課で『拡大図』の作成をさせていただきます。 長浜市コールセンター又は指導員にご連絡いただき、「お名前」「調査区番号」をお伝えください。 ご用意ができましたら、郵送にてご自宅までお届けします。 コールセンター：0570-04-0008 指導員連絡先：「担当指導員一覧(調査員用)」に記載
4	回答方法について教えてほしい。	「インターネット回答」「郵送回答」「調査員提出」の3つです。「インターネット回答」「郵送回答」を選択した世帯については、調査票の回収は不要です。「調査員提出」を選択した世帯についてのみ、調査票の回収が必要になります。 なお、簡単便利な「インターネット回答」を推奨していただくようお願いいたします。
5	5人家族に調査書類を配布する場合は、1枚の調査票では足りないと思うが、どうすればよいか。	世帯人数が5人以上の世帯については、2枚目の調査票を配布していただく必要があります。茶色のマチ付き封筒に予備の「調査票(印字なし)」を入れておりますので、そちらを使用してください。 ※調査書類を世帯に配布する際、「世帯主名」と併せて「世帯人数」を世帯に聞きます。 その際、5人以上の世帯であることが判明した場合は、その場で新しい『調査票(印字なし)』に、必要事項(「市区町村コード25203」「調査区番号」「世帯番号」「この世帯の調査票」)を記入した後、『調査書類収納封筒』に封入し、世帯に配布してください。
6	インターネットで回答すると調査票は不要になるが、5人家族の世帯がインターネット回答を選択された場合については、追加で調査票を配布する必要はないと考えてよいか。	その通りです。インターネット回答は最大19人まで回答可能となっておりますので、基本的にはインターネット回答を選択された5人以上の世帯については、調査票の追加配布は不要です。
7	インターネットで回答があったとか、郵送で回答されたとかいう場合、回答状況を確認することはできますか？	可能です。『回答済世帯確認手順書』に記載の二次元コードを読み取っていただくと、スマートフォンからリアルタイムで回答状況を確認することができます。 また、10月15日付けと10月22日付けで、政策デザイン課より『回答状況確認表』を調査員様宛に発送しますので、そちらでも回答状況を確認いただけます。
8	管理会社やマンションの管理人に一部の調査を任せてもよいか。	管理会社やマンションの管理人にきちんとご説明いただき、了承を得られているのであれば、ご協力いただくことについては差し支えありません。

No.	質問	回答
9	病院を転々とされている方の調査方法について教えてください。	転院して、その病院に入院してから3か月に満たない方でも、自宅を離れてから3か月以上になる場合は、その病院で調査します。 そのため、その方は自宅での調査は行いません。
10	オートロックマンションの調査方法について教えてください。	共用玄関のインターフォンをその都度鳴らし、各部屋を訪問します。管理会社や管理人から了承が得られた場合は、共用玄関のインターフォンを鳴らさず、建物内を行き来することができます。 また、共用玄関のインターフォン越しに世帯に回答を依頼することができれば、部屋を直接訪問せずに、該当する世帯の郵便受けに調査書類を投函することができます。
11	調査員提出を希望した世帯と調査員の回収可能な日時がどうしても合わない場合はどうすればよいか。	その際は、インターネット回答又は郵送提出を提案してください。 世帯がどうしても直接提出を希望される場合は、別途指導員に相談してください。
12	担当調査区内に、社会福祉施設(老人ホーム等)がある場合の対応について教えてください。	社会福祉施設の調査では、一般世帯とは配布する調査票が異なり、紙の調査票による調査を基本とします。また、施設全体で1世帯となるため、 世帯番号が同一の調査票を施設入居者分用意する必要があります 。 一度、施設職員に入所者数を聞き取っていただき、政策デザイン課までお知らせください。人数分の調査書類を新たにご用意させていただきます。 また、その際、施設職員に調査への協力を依頼してください。併せて、入所者本人による回答が困難である場合は、施設の職員に代理で調査票を作成していただく必要があることも伝えてください。施設の職員から協力を得られない場合は、政策デザイン課で対応しますので、ご連絡ください。 介護施設等の調査の詳細については、『調査員のしごと』の21ページ及び、『調査の手引』の36～37ページに記載があります。 政策デザイン課:0749-65-6542
13	聞き取り調査とは何か。	聞き取り調査とは、回答拒否や不在等で、調査に回答いただけない未回答世帯について、調査員がその世帯に代わって調査票を記入・提出する方法です。該当する未回答世帯について、周辺の住民やマンションの管理人等に、「世帯の種類」「世帯員の数」「住宅の建て方」「氏名」「男女の別」について聞き取り、新たに調査票を作成してください。 詳細については、『調査員のしごと』の33ページ、又は、『調査の手引』の56～59ページに記載があります。
14	施設に入居されていて、現在は自宅に住まわれていない世帯の調査はどうすればよいか。	施設入居者については、その施設の調査対象となりますので、ご自宅での調査は不要です。
15	認知症等で判断力が低下した高齢者に調査概要を理解してもらうのが難しい場合や回答が難しい場合はどうすればよいか。	近くにご家族が住まわれている場合は、回答を代理報告してもらってください。それ以外の場合は、調査員様のわかる範囲でその方の情報を記入し、調査票を作成してください。調査漏れとならないよう、ご協力をお願いいたします。
16	高齢者に調査票の記入のサポートを依頼された場合は、調査員が代筆してもよいか。	差し支えありません。積極的なご支援をお願いいたします。

No.	質問	回答
17	2か所に住居を持っている場合は、どちらの調査区で調査すればよいか。	寝泊りしている日数が多い方で調査をします。1週間の内、4日以上寝泊りしている場所での調査となります。
18	・世帯分離をしている世帯や、敷地内別居をしている世帯については、別々に調査書類を配布するのか。 ・同居しているが、世帯主の名字が異なる場合は、どのように取り扱うのか。	調査世帯の都合に合わせて、調査書類を配布してください。 例えば、調査書類を配布する際に、該当世帯から「(親夫婦分も)まとめて回答する」といった申し出があった場合は、まとめて1世帯としていただいて結構です。 ※参考:二世帯として取り扱う際の基準 ①「風呂・トイレ・台所」が別々である ②「生計を分けている」 いずれかに該当する場合は、二世帯となります。
19	回答を拒否された場合は、どうすればよいか。	無理に回答は強要せず、一旦引き下がってください。10月17日以降に「聞き取り調査」を実施します。 ※聞き取り調査の詳細は13番を参照。
20	シェアハウスや1部屋に複数人住んでいる場合は、まとめて1世帯とするのか。	1人一世帯としますので、人数分の調査書類を配布してください。 世帯の分け方については、『調査のしごと』の1ページにイラスト付きで解説がありますので、ご参照ください。
21	施設に入所されている方の家族が誤って施設に入所されている方の分まで含めて回答された場合に調査員がすることはあるか。	特にございませぬ。重複については、政策デザイン課で対応します。
22	入院している世帯の取扱いはい?	入院して3か月以上が経過する場合は、病院で調査します。3か月未満の場合は、自宅調査します。 自宅で調査する場合、ご家族等の同居者がいらっしゃれば、代理で回答を依頼してください。 入院3か月未満の単身世帯の場合は、調査漏れとならないよう、調査員様でわかる範囲で調査票を記入いただきます。
23	翻訳機を貸し出してほしい。	申し訳ありませんが、翻訳機の貸し出しは行っておりません。『調査票』『調査票の記入のしかた』『連絡メモ』を翻訳した『対訳集』の交付は可能です。 必要の場合は、長浜市コールセンター又は指導員にご連絡いただき、「お名前」「調査区番号」「必要な言語の種類」「数量」をお伝えください。 ご用意ができましたら、郵送にてご自宅までお届けします。 コールセンター:0570-04-0008 指導員連絡先:「担当指導員一覧(調査員用)」に記載
24	外国人世帯への調査はどのようにすればよいか。	お配りしている『外国人世帯向けリーフレット』を使いながら、国勢調査の協力を依頼し、インターネット回答を勧めます。インターネット回答であれば、英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ポルトガル語・スペイン語でそのまま回答できるようになっています。 その他の言語については、『調査票』『調査票の記入のしかた』『連絡メモ』を翻訳した『対訳集』をご用意しております。 必要の場合は、長浜市コールセンター又は指導員にご連絡いただき、「お名前」「調査区番号」「必要な言語の種類」「数量」をお伝えください。 ご用意ができましたら、郵送にてご自宅までお届けします。 コールセンター:0570-04-0008 指導員連絡先:「担当指導員一覧(調査員用)」に記載

No.	質問	回答
25	居住しているかの確認方法について教えてほしい。	洗濯物が干されているか、ポストにチラシや新聞が入っているか、夜に部屋の明かりがついているかどうか、周辺の住民に確認するなどしてください。それでも居住確認が取れない場合は、一旦不在世帯として取り扱い、その後、日時を変えて再訪問します。3回目の訪問で、居住確認が取れない場合は、「居住無し」となります。
26	マンションやアパートが空き室かどうかわからない、居住確認が取れない場合はどうすればよいか。	自治会長、マンションやアパートの管理人や管理会社に連絡を取るなどして、可能な限り居住を確認してください。必要であれば、政策デザイン課からも連絡してみますので、お申し付けください。 また、洗濯物が干されているか、ポストにチラシや新聞が入っているか、夜に部屋の明かりがついているかどうか、周辺の住民に確認するなど、手段の一つです。 それでも居住確認が取れない場合は、一旦不在世帯として取り扱い、その後、日時を変えて再訪問します。3回目の訪問で、居住確認が取れない場合は、「居住無し」となります。
27	空き室状況を管理会社に聞いても良いか。	差し支えありません。
28	担当する調査区内に、所属している自治会以外の地域が含まれているが、当該地域も調査しなければならないのか。	お配りしている地図に含まれるすべての世帯の調査をお願いしておりますので、所属自治会以外の地域も調査対象に含まれます。できるだけ自治会区に合わせて調査区を設定しておりますが、中には複数の自治会を跨ぐ調査区があります。ご了承ください。
29	所属自治会の区域が担当調査区外となっているが、そこは調査しなくてよいのか。	調査していただく必要はありません。
30	・調査区の境界線がわかりにくいので教えてほしい。 ・境界線が民家を跨いでいる。	政策デザイン課で境界線を確認させていただき、境界線がわかるような資料を郵送にてご自宅までお送りします。 一度、長浜市コールセンター又は指導員にご連絡いただき、「お名前」「調査区番号」をお伝えください。 コールセンター:0570-04-0008 指導員連絡先:「担当指導員一覧(調査員用)」に記載
31	会社や商店は調査しなくてよいということか。	基本的は不要です。ただし、会社や商店内に寝泊りされている方がいらっしゃれば調査対象となります。
32	5年前の前任の調査員からは、調査対象でなかったところが今回担当調査区内に含まれているが、調査しなければならないのか。	『調査区地図』や『調査区要図』に含まれる調査区はすべて調査対象となりますので、調査をお願いします。
33	単位区とは何か。	単位区とは、調査区をさらに細分化した単位になります。『調査区要図』では、黒丸と実線で囲まれているのが「調査区」、白丸と実線で囲まれているのが「単位区」となります。 例えば、155-1-1～3の調査区ですと、調査区番号は左3桁の155番、単位区は、155-1-1、155-1-2、155-1-3となります。なお、単位区が無い調査区もあります。

No.	質問	回答
34	『調査区要図』に記入する「世帯番号」は調査員が自由に決めて記入してよいのか。	その通りです。 9月19日までに調査区の事前確認をしていただきます。その際に、調査員様が回りやすい順に、「世帯番号」を 単位区ごとに 連番で建物の枠内に記入します。なお、人が住んでいない空き家や事務所等には、「世帯番号」を記入いただく必要はありません。
35	何も印字がない『調査区要図(印字なし)』は、何のために使用するのか。	『調査区要図(印字あり)』に印字されている地図が細かすぎて、建物の枠内に「世帯番号」が記入できない場合に使用します。この場合、該当地域を拡大したものを手書きで作成していただきます。『調査区要図(印字なし)』を使用する場合は、『拡大図』であることがわかるように、記入をお願いいたします。
36	『調査区要図』に氏名等を書いてよいのか。	差し支えありません。
37	『調査区要図』にコピーした地図を張り付けて使用してもよいのか。	2枚重ねになった『調査区要図』の提出は認められません。原則手書きで作成いただくことを基本としております。 また、政策デザイン課でも『拡大図』の作成をさせていただいております。 必要な方は、長浜市コールセンター又は指導員にご連絡いただき、「お名前」「調査区番号」をお伝えください。 ご用意ができましたら、郵送にてご自宅までお届けします。 コールセンター:0570-04-0008 指導員連絡先:「担当指導員一覧(調査員用)」に記載
38	『調査区要図』を拡大コピーして提出しても良いのか。	拡大コピーした『調査区要図』は受付ができませんので、必ず原本での提出をお願いいたします。 また、政策デザイン課でも『拡大図』の作成をさせていただいております。 必要な方は、長浜市コールセンター又は指導員にご連絡いただき、「お名前」「調査区番号」をお伝えください。 ご用意ができましたら、郵送にてご自宅までお届けします。 コールセンター:0570-04-0008 指導員連絡先:「担当指導員一覧(調査員用)」に記載
39	1世帯だと思っていた世帯が、後から2世帯だとわかった場合の『調査区要図』及び『調査世帯一覧』の書き方を教えてほしい。 飛び番になってもよいのか。	あとから2世帯であることが判明した世帯については、その2世帯目に新しく調査書類を配布します。この際、渡す調査書類の「世帯番号」が連番である必要はなく、飛び番を記入します。 例えば、『調査区要図』及び『調査世帯一覧』にすでに世帯番号25番まで記入している状態で、世帯番号5番の世帯が新たに2世帯であるとわかった場合、その2世帯目は世帯番号26になります。「調査員のしごと」P18を参照してください。
40	あとから新しく発見した世帯は、あとから追加番号を取ればよいのか。	はい、そのとおりです。 その際は、速やかに調査書類を該当世帯に配布し、10月8日までに回答していただくよう、依頼してください。
41	『調査世帯一覧』の「世帯主又は代表者氏名」の書き方について、外国人の方はカタカナで書く場合は、わかる範囲でよいでしょうか？	差し支えありません。その代わり、場所が特定できるように、住所や部屋番号の記入をお願いいたします。
42	『調査世帯一覧』の「住所」欄の記載は必須か。	記載していただくことで調査世帯の特定がしやすくなるため、できるだけ記入をお願いいたします。 「世帯主名又は代表者の氏名」及び「世帯の総数」については、調査書類を配布する際に、必ず調査世帯に確認し、記入をお願いいたします。

No.	質問	回答
43	調査票の配布時に、インターネット・郵送での回答を選択された世帯が10月8日以降も未回答の場合についても調査員が再訪問し、回答を促すのか？	そのとおりです。未回答世帯すべてを訪問していただきます。
44	空き室かどうかかわからず、調査書類配布期間中(9/20～9/30)に、一度郵便受けに調査書類を投函したが、10/17以降も未回答のままである場合、どうすればよいか。	該当する未回答世帯について、周辺の住民やマンションの管理人等に、居住確認を行ってください。「世帯の種類」「世帯員の数」「住宅の建て方」「氏名」「男女の別」について聞き取り、新たに調査票を作成してください。詳細については『調査員のしごと』の33ページ、もしくは『調査の手引』の56～59ページに記載があります。 なお、最後まで居住確認が取れない場合は、空き室とみなします。
45	同行者制度について教えてほしい	夜間の調査等、調査をする上で安全面に不安がある方は、配偶者や友人等に調査に同行してもらうことができます。ただし、調査そのものは調査員が行うものとします。『同行者登録申請書』を政策デザイン課にご提出いただくことで、登録が可能ですので、必要であればご活用ください。 なお、同行者についての資格や制限は、特にありません。
46	調査員同士で連絡を取り合いたい。	一度、政策デザイン課を通して該当する調査員に連絡を取りますので、その旨を、長浜市コールセンター又は指導員に連絡してください。その際、「お名前」「調査区番号」をお伝えください。 コールセンター:0570-04-0008 指導員連絡先:「担当指導員一覧(調査員用)」に記載
47	調査に同行してほしい。	一度担当指導員に相談いただき、日程調整をしてください。 指導員連絡先:「担当指導員一覧(調査員用)」に記載
48	市へ提出する書類は何か。	①『調査区要図』 ②『調査世帯一覧』 ③『調査票』 ※世帯から直接回収した場合 ④『単位区仕切りシート』 ⑤『調査書類収納ファイル』に①～④を収納し、手づけカバンに入れ、提出していただきます。
49	車の駐車場がない場合、有料駐車場を利用してもよいのか？	利用について制限はありませんが、駐車料金は個人負担になります。
50	交通事故や犬にかまれた場合、熱中症になった場合は保険適用されるのか。	交通事故や犬による交渉事故は、国が加入する保険の適用となりますので、政策デザイン課(0749-65-6542)まで直接ご連絡をお願いいたします。 熱中症については、保険適用されるかどうかはケースバイケースとなります。
51	報酬について教えてほしい。	3～7万円です。調査区数や調査いただいた戸数に基づき算出するため、明確な数字がお示しできかねます。申し訳ございません。

No.	質問	回答
52	回収・作成した調査書類の提出期間と提出場所について知りたい。	10/28～11/1です。長浜市役所本庁舎までお越しください。 詳細は、『補足資料』の11ページに記載があります。
53	やむを得ない入院など、調査の継続が困難になった場合はどうすればよいか？	一度、長浜市コールセンター又は指導員にご連絡ください。 コールセンター:0570-04-0008 指導員連絡先:「担当指導員一覧(調査員用)」に記載
54	スケジュールはどれくらい守らなければならないのか。	原則守っていただきます。内容によっては、スケジュールをずらすことも可能な場合がありますので、指導員にご相談ください。
55	調査員証の写真の貼付けは必須か。	必須になりますので、貼り付けをお願いいたします。
56	調査員証返却時に顔写真はどうすればよいか。	原則として、貼りつけたまままでのご提出をお願いいたします。
57	怪しまれた場合はどうすればよいか。 調査世帯の方が、確認のため市の職員と直接電話したいと言っているので、対応してほしい。	長浜市ホームページに記載されている政策デザイン課の番号(0749-65-6542)に連絡していただくようご案内ください。調査員様のお名前を照合し、調査世帯へご説明させていただきます。
58	調査書類を誤って別の調査区/世帯に配布してしまった。	長浜市コールセンター又は指導員にご連絡ください。 コールセンター:0570-04-0008 指導員連絡先:「担当指導員一覧(調査員用)」に記載